平成２６年（フ）第４２号
山形県東置賜郡川西町大字上奥田2900番地
債務者　小方　憲一
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
山形地方裁判所米沢支部
平成２６年（フ）第１０３７号
愛知県春日井市稲口町１丁目９番地14　ケア望ドリーム稲口
債務者　神谷　　敦
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１７２号
高知県吾川郡いの町4076番地14　アパートメントハウス樫201
債務者　中越　安奈
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
高知地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第１８９号
高知市神田1802番地１　吉野マンション１―Ｃ
債務者　鈴木　啓師
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
高知地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第１９０号
高知市神田1802番地１　吉野マンション１―Ｃ
債務者　鈴木　杏奈
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
高知地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第２０号
鹿児島県大島郡伊仙町大字検福404番地２、申立時の住所鹿児島県大島郡伊仙町大字古里32番地１
債務者　勇　美智雄
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部
平成２６年（フ）第６２３号
さいたま市北区宮原町３丁目276番地２　プティ・プラザ202
債務者　信夫セキ子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第６５４号
埼玉県川口市仲町５番20号　仲町マンション301号
債務者　濱中久美子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第７０５号
さいたま市緑区宮本２丁目15番地８
債務者　渡邊　慶三
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第７５４号
さいたま市大宮区大成町３丁目636番地１　メゾンおおなり203号室
債務者　日吉　典弘
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第３６号
北海道歌志内市字神威274番地４
債務者　浅田　善男
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係
平成２６年（フ）第１１号
北海道上川郡下川町南町434番地１
債務者　下河原　雅
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
旭川地方裁判所名寄支部
平成２６年（フ）第１４１号
群馬県高崎市上中居町732番地８
債務者　荒　　琴江
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２６年（フ）第３２３号
埼玉県日高市大字高萩728番地38　１階
債務者　籔腰　武男
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２６年（フ）第３６６号
埼玉県所沢市旭町７番９号　ロイヤルヒルズ101、前住所埼玉県所沢市大字久米773番地の１　グリーンガーランド所沢１―209
債務者　本橋　由理
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２６年（フ）第３６７号
埼玉県所沢市大字久米773番地の１　グリーンガーランド所沢１―209
債務者　本橋華王子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２６年（フ）第２１２号
静岡県沼津市東熊堂156番地の11　カインドネスナカヤド２Ｄ、前住所埼玉県草加市瀬崎４丁目１番51―102号
債務者　松野　　育
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係